

# 第1回

# 教育現場での著作権

## 『著作権』を考える 6回連載のスタートです

みなさんこんにちは。株式会社ブルームーンの阿南です。

当社は、塾・予備校で使用する「教材」や大学が出題した「入試問題の2次利用」に関する著作権処理（利用許諾申請の代行及び利用料支払い代行業務）を行っています。

年間処理件数は、主に英語を中心として国語、図版など約3,000件を処理しています。

依頼元	教科	用途	許諾取得に 要する期間
			1週間～2ヶ月
塾・予備校	外國語(英語)	テキスト、模擬試験問題、イベント、HP掲載用の入試過去問題	1週間～10日
	現代文		1週間～2ヶ月
大学	外國語(英語)	オープンキャンパス配布用の過去問題、HP掲載用の入試過去問題	1週間～10日
	現代文		

昨今、著作権（知的財産権）に対する世の中の注目度は高まる一方です。著作者（作家）の作品を、利用する側は、求められる様々な条件を遵守し、適法に利用しなければなりません。それが、著作権法の精神である著作権者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することに合致するものであると思います。

そこで、6回にわたり「著作物の利用上の諸注意」という観点から、主に塾・予備校というフィールドで、今、何が行われ、今後どのようなことが予想されるかと一緒に考えて行きたいと思います。

第一回目は「著作権とは何か」について、小説を補助教材として利用することを想定し、著作物を塾・予備校で利用する場合には、事前にどのような手続きを講じなければならないのかを見て行きましょう。

世にベストセラーと呼ばれる小説は数多くあります。その中の一作を部分的にご自身の塾・予備校で補助教材として利用したいと考えました。次の①～③の対応のうち、その小説を利用するための適正な対応法はどれでしょうか。

① 自分のパソコンで、利用したい小説の一部を、無断でたて書きからよこ書きにレイアウト変更し、また旧字体を新字体へ変更した。

② 利用したい部分を無断で5人分コピーして配布した。

③ 著作者と、書籍の出版社に連絡を取り、塾・予備校の補助教材として利用したい旨を告げ、許諾を得た。

小説を塾の補助教材として使うには



もちろん「対応③」です。  
著作者（または著作権権利者）や書籍の出版元である出版社に対して、その作品をいり、どのように方法・形式で、何人に配布するのか、料金は徴収するのか等々について申請し、その利用許諾を事前に得なければなりません。中学生・高校そして大学の入試過去問題を利用しようとする場合は、上記「対応③」で明記した許諾申請先の他に、各中学・高校そして大学にも利用許諾の申請を行なう必要があります。なぜなら、入試問題は出版した中学・高校そして大学の著作物でもあるからです。

「対応①」の問題点  
作品のたて書き・よこ書きや、旧字体・新字体など著作者は強い「ただわり」を持っているかもしれません。そのような作品を著作者に無断で「たて書き」を「よこ書き」に、「旧字体」を「新字体」に変える補助教材として使用してしまうことを著作者が知った場合、著作者は著作権法上認められていない著作者人格権（著作者が死ぬまで専属的に著作者に帰属）に基づき、抗議を申し立てる可能性があります。つまり、著作者の「意に反する」改変が行

われた、と著作者が主観的に認めたのである。著作者人格権については次回、解説したいと思います。

「対応②」の問題点  
補助教材として書籍の一部をコピー（複数複数部と譲り受けを侵害）し生徒に配布した場合に、著作権法上保護されている著作者の複製権と譲り受け権を侵害している可能性が出てきます。配布する生徒の人数の多さは関係ありません。たとえ一人であっても、無断で著作物を複数する行為が問題となるのです。

今回は、第一回ということで、初めて概略的な話をしました。いかがでしょうか。著作者人格権、複製権や譲り受け権など莫大な用語もあったかと思いません。たとえ一人でも、次回は、「著作権と与えられる権利」と題して、著作権者にはどのような権利が与えられているのかを紹介します。

### 株式会社ブルームーン

〒150-0001  
東京都渋谷区神宮前4-3-15  
東京セントラル表参道312  
電話: 03-6447-4040  
Fax: 03-6447-4041  
Info@bluemoon-copyrights.co.jp  
<http://bluemoon-copyrights.co.jp/>

### 著作物利用許諾申請業務代行の流れ

